平成２８年（フ）第１９１号
茨城県小美玉市野田594番地６　野田官舎６号棟202号
債務者　古武家真理亜（旧姓八木）
１　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１０５号
茨城県土浦市下高津３丁目５番25号　サンライフ塚本Ｃ201、前住所茨城県土浦市中高津２丁目４番27号　アイシーコーポＢ棟201号
債務者　中村　春江
１　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１１２号
茨城県稲敷郡阿見町大字曙434番地１　県営阿見アパート４－３－３
債務者　塚本　恵子
１　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１９号
千葉県茂原市押日507番地１（テラス白幡101号）
債務者　梅田　裕美
１　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２８年（フ）第１４５号
石川県金沢市新保本５丁目95番地　ブルームⅢ　201号
債務者　古川　真史
１　決定年月日時　平成28年７月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１５３号
金沢市入江３丁目99番地　トラスティ206号、従前の住所金沢市若宮２丁目251番地
債務者　松平　有喜
１　決定年月日時　平成28年７月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９０号
石川県白山市日向町ヌ93番地
債務者　宮川　知也
１　決定年月日時　平成28年７月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７４７号
名古屋市昭和区広瀬町３丁目15番地の３　東曙荘202号、従前の住所名古屋市昭和区広路本町２丁目10番地　広路苑205号
債務者　中原　也人
１　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９３６号
愛知県愛西市東保町大割23番地２
債務者　松本みなみ
１　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９４４号
名古屋市千種区希望ケ丘４丁目１番２－109号　東希望荘
債務者　犬飼　　正
１　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４２号
滋賀県甲賀市信楽町長野1349番地32
債務者　雄鹿新太郎
１　決定年月日時　平成28年７月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１５８号
滋賀県高島市マキノ町新保1251番地６、前住所滋賀県高島市マキノ町中庄594番地14
債務者　磯野　利文
１　決定年月日時　平成28年７月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１６２号
滋賀県草津市草津１丁目18番13号
債務者　木内　貴志
１　決定年月日時　平成28年７月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１００号
滋賀県彦根市平田町312番地１（101号）、前住所名古屋市昭和区吹上町１丁目23番地の４五幸マンション２Ｂ号
債務者　布施まち子
１　決定年月日時　平成28年７月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第１０４号
滋賀県近江八幡市上田町1534番地２
債務者　植田　喜代
１　決定年月日時　平成28年７月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第７号
滋賀県長浜市南高田町７番49号　コア南高田205号室
債務者　千田　俊幸
１　決定年月日時　平成28年７月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２８年（フ）第１５号
兵庫県尼崎市上坂部３丁目３－１－205、住民票上の住所兵庫県川西市西畦野１丁目17番５号
債務者　今北智子こと　**今**北　智子
１　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係